

第1章 プラン策定にあたって

(略)

令和4年度 中間見直し

7 次期計画策定時に考慮すべき新たな課題

本プラン策定後の社会情勢の変化や法改正等を踏まえ、次期計画策定に当たっては、次に掲げる新たな課題について考慮していく必要があります。

(1) 新型コロナウイルス感染症や新たな感染症危機への対応について

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針によれば、保育所等については、感染が拡大している中においても社会的機能の維持のため、原則開所することが求められているところです。

そのため、個々の児童の発達状況等に配慮しつつ、普段の保育活動を行いながら感染防止対策を講じるとともに、施設内の感染拡大によりやむを得ず休園する場合にも、社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するための対策を講じることが求められます。

また、将来、新たな感染症等が発生・流行することも十分想定され得ることから、改めて感染症対策全般について検討する必要があります。

(2) こども基本法の制定について

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会」を目指すことを明示し、それに向けて「こども施策を総合的に推進すること」を目的として、子ども基本法が制定され、地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました（令和5年4月1日施行）。

こども基本法では、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を定めるよう努めるものとするとしており、「こども計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の整合性を図る必要があります。

(3) 児童福祉法の改正について

令和4年6月、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、児童相談所に関

しては、一時保護開始時に裁判所による司法審査が導入されるほか、各種措置の際の児童の意見聴取や一時保護施設の設備・運営基準に係る条例の整備等が新たに義務付けられました。

改正法は、一部の規定を除き、令和6年4月から施行されるため、国の動向を注視しつつ、限られた時間の中で、条例制定や施設の整備、職員の確保・育成など、体制を整えていくことが課題となります。

また、改正法では、市町村におけるこども家庭センターの設置等、これまでの組織や事業について見直しを行うなど、市町村における実施事業についても影響があるため、県としては、市町村に対して制度の周知のほか整備に向けた支援を行っていく必要があります。

(4) ヤングケアラーが抱える課題について

ヤングケアラーとは法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

県では令和4年7月～8月にかけてヤングケアラー県内実態調査を初めて実施しました。その結果、世話をしている家族が「いる」と回答した小学6年生が14.6%、中学2年生が13.6%、高校2年生が10.5%となり、令和2年度から3年度にかけて実施された国による全国実態調査より高い数値となりました。ヤングケアラーは家庭内の問題であることから発見しにくく、かつ、複合的な課題を抱えていることが多いと言われています。多機関の連携によって早期発見から適切な支援へ繋げることが重要な課題となっています。

(5) 人口減少地域における保育の在り方について

これまでの県の保育政策は、都市部を中心とする待機児童問題への対応を主軸として、保育の量的拡充と保育の質の向上を両輪として進めてきたところです。

国の交付金等を活用し、県単独の上乗せを行って施設整備を進めた結果、待機児童数は着実に減少し、令和4年4月1日現在、40市町村において待機児童ゼロが実現しています。

一部の地域では、量的拡充等の保育需要に応じた対策が引き続き必要ですが、人口減少地域では、子どもの数だけでなく生産年齢人口も減少していく中で、いかにして小学校就学前の児童に良質な保育を提供し続けていくことができるのか、そのために重要な役割を果たす保育所等を地域社会のために欠かせない社会インフラとしてどのように維持していくのかが大きな課題となっています。

(6) 幼児教育・保育の質の確保・充実について

幼稚園や保育所等における幼児教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもの豊かで健やかな育ちを支え、質の高い幼児教育・保育の機会を保障するため、量の拡充に加え、幼児教育・保育の質を確保・充実させていくことが重要で

す。

近年、保育施設等において、送迎用バスへの児童の置き去りなどの重大事故や、不適切な保育といった事案が全国的に発生しており、園内外の活動において児童の安全を確保するため、対策を徹底していく必要があります。

また、豊かな体験を通じて子どもの資質や能力を一層育めるような取組が求められます。